

## 公 告

広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託に係るプロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年5月11日

広陵町長 吉 村 裕



### 1. 事業の名称

広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託

### 2. 調達の方法

公募型プロポーザル方式

### 3. 業務概要

#### (1) 業務の名称

- ・広陵町立小学校給食調理業務委託（グループ1）
- ・広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託（グループ2）

#### (2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

#### (3) 委託期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

(4) 事業費限度額

	グループ1 (2校) (税抜額)	グループ2 (3校・1園) (税抜額)
	広陵東小学校、広陵西小学校	広陵北小学校、真美ヶ丘第一小学校、真美ヶ丘第二小学校、 認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園
令和8年度	35,257,760円	47,071,208円
令和9年度	52,886,640円	70,606,812円
令和10年度	52,886,640円	70,606,812円
令和11年度	52,886,640円	70,606,812円
令和12年度	52,886,640円	70,606,812円
令和13年度	17,628,880円	23,535,604円
合計	264,433,200円	353,034,060円

4. 実施日程

- (1) 公告日  
令和8年5月11日(月)
- (2) 質問の受付  
令和8年5月18日(月) 午後5時まで
- (3) 質問回答日  
令和8年5月21日(木)
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和8年5月29日(金) 正午まで
- (5) 企画提案書の提出期限  
令和8年6月5日(金) 午後5時まで
- (6) 提案内容の審査(予定)日  
令和8年6月12日(金)
- (7) 選考結果通知  
令和8年6月下旬を予定

5. 参加資格

本プロポーザルの応募資格は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 広陵町の令和7・8年度物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格を有する者であること。

- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の許可を有する者であること。
- (4) 給食業務の経営実績については、次の各号のいずれにも該当することとする。
- ア 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特定給食施設における給食業（以下「特定給食業務」という。）について、5年以上の経営実績を有し、令和8年4月現在特定給食業務の契約を締結していること。
  - イ 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設のうち小学校単独調理場での調理業務（以下、「自校調理業務」という。）について、過去5年間で3年以上の経営実績を有し、令和8年4月現在「自校調理業務」の契約を締結していること。
  - ウ 令和8年4月現在、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設において契約している調理委託業務の中で、アレルゲン10品目以上の除去食調理等食物アレルギー対応を行っていること。
- (5) 過去3年の間に学校給食調理業務において食中毒事故・事件を起こしていないこと、かつ、重大な過失等により当該委託契約が解除されたことがないこと。
- (6) 過去3年の間に特定給食業務において、食中毒事故・事件を起こした場合においては、その適正な処理がなされていること。
- (7) プロポーザル関係書類提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 奈良県及び広陵町の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、プロポーザル関係書類の提出日から契約締結までの間に、広陵町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (9) 広陵町物品購入等暴力団排除措置要綱（平成24年広陵町告示第67号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示す1から5のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 役員等が暴力団員であるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非

難されるべき関係を有しているとき。

- (10) 奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県及び和歌山県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。
- (11) 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、子どもたちのために安全安心な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- (12) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ文部科学省の定めた「学校給食衛生管理基準」、自社の衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務をおこなっていること。
- (13) 1施設で1日500食以上の学校給食調理施設での受託実績を有し、かつ現在も当該施設において1年以上事業を継続している実績が1件以上あること。
- (14) 令和3年4月1日以降、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。
- (15) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (16) 契約締結時点で（1）、（7）～（15）の要件を満たしている業務代行者を確保できること。

## 6. その他

詳細は、「広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

※窓口配付は実施しません。

※電話や窓口での直接の質問は受け付けしません。電子メールで提出し、電話で受信確認をすること。